

奨学のための給付金(国公立)のご案内

群馬県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯における授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。学業の継続を断念し、夢をあきらめたりすることのないよう、該当となる世帯はどうぞ御利用ください。

対象者・給付額（一人あたり、年額）

基準日(7月1日)現在、国公立高等学校等に在籍する高校生等の、群馬県内に住所を有する保護者等が申請できます。 ※県外居住者は、お住いの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

給付条件

- ①下表の各世帯区分に該当すること。
- ②高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直しへの支援事業対象者であること。

対象（世帯区分）		全日制・定時制	通信制
ア)生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	
イ)非課税世帯	第1子	114,100円	50,500円
ウ)家計急変による非課税相当世帯※1	第2子以降	143,700円※2,3	

＜このチラシにおいて「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は、単に「非課税」と便宜上略して表記します。＞

※1 ウ)の給付額は、7月1日までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生月により額が異なります。

ア)イ)に該当する世帯については、ウ)での申請はできません。

※2 2人以上高校生等がいる世帯は、1人目の高校生等は「第1子」、2人目以降の高校生等は「第2子以降」の給付額となります。ただし、通信制の高校生等がいる場合、全日制・定時制の高校生等は「第2子以降」の給付額となります。

(例)兄が全日制高校、弟が通信制高校に通っている場合、兄の給付額は143,700円、弟の給付額は50,500円となります。

※3 本給付金の給付を受けていない15歳(中学生除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制・定時制の高校生等は、「第2子以降」の給付額となります。

「家計急変による非課税相当世帯」とは？

家計急変による非課税相当世帯とは、保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入が減少し、保護者等全員の収入が非課税に相当すると認められる世帯をいいます。(定年退職、産休・育休等による収入の減少は、対象となりません。)

なお、「非課税相当世帯」とは、保護者等全員のそれぞれの年収見込額が、下表のとおりである世帯です。

保護者等＋扶養親族等の人数	年収見込額	(参考)総所得金額
1人	1,000,000円以下	350,000円以下
2人(ひとり親1人＋生徒)	2,044,000円未満	1,250,000円以下
3人	2,216,000円未満	1,370,000円以下
4人	2,716,000円未満	1,720,000円以下
5人	3,216,000円未満	2,070,000円以下

※この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※給付決定までに、就職等により家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。

※上表に該当しない場合は、個別にお問い合わせください。

提出書類

※用紙のサイズは、全てA4としてください！

対象世帯区分	提出書類
全世帯共通	① 受給申請書 （様式第1号） ② 振込希望口座の通帳のコピー ※表紙の裏ページ見開き部分（口座名義（カタカナ）及び口座番号が表示されているページ） ※諸会費等学校徴収金引落用預金口座を御指定なさるようお勧めします。（それ以外でも申請者本人名義等の口座を指定できますが、振込完了後に指定口座と異なる口座を見て「入金を確認できない」とのお問合せを例年多数お寄せいただきます。） ③ 委任状 ※原則不要。例外的に申請者本人以外の生徒等別名義の口座へ振込を希望する場合、提出が必要。
ア) 生活保護（生業扶助）受給世帯	④ 生活保護受給証明書 ※福祉事務所作成。令和4年7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）の受給状況が確認できるもの。
イ) 非課税世帯 〔道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯〕	⑤ 保護者等全員分の所得を証明する次のいずれかの書類 a. 令和4年度特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー b. 令和4年度納税通知書のコピー c. 令和4年度課税（非課税）証明書 ※c.は、ウ)「家計急変による非課税相当世帯」の申請においては、「令和4年度（令和3年分）所得課税証明書」としてください。 ※ <u>いずれも所得控除等の内訳が記載されているもの。</u> ※海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。 ⑥ 住民票 ※ <u>令和4年7月1日以降に交付を受けたもので、令和4年7月1日現在の居住地が確認できるもの。</u> ※保護者等全員及び生徒本人と15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている者（兄弟姉妹）全員の表示及び続柄の表示があるもの。 ※マイナンバー（個人番号）、本籍の記載のないもの。 ⑦ 健康保険証の写し※生徒（全日制・定時制）本人以外に扶養されている兄弟姉妹がいる場合、提出が必要。 ・ 生徒本人 ・ 兄弟姉妹（生徒本人以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合） ※ <u>令和4年7月1日現在の資格状況が確認できるもの。</u> ⑧ 在学証明書※生徒本人が全日制・定時制で、通信制に通う弟・妹がいる場合、提出が必要。 ・ 通信制に通う弟・妹
ウ) 家計急変による非課税相当世帯	⑤⑥⑦⑧はイ)に同じ。 ⑨ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を確認できる書類 ※ <u>失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死亡、災害などを証明できるもの。</u> (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、退職及び退職金支給証明書、退職所得に対する住民税の特別徴収に係る証明書類、破産宣告通知書、廃業届出書、休業損害証明書、診断書、入院診療計画書、戸籍謄本・戸籍抄本、罹災証明書・被災証明書、保険金等支払通知書 等 ⑩ 保護者等全員の家計急変後の収入見込みに関する書類 ※ <u>家計急変事由発生月から向こう12ヶ月間の収入見込みを証明するもの。</u> (例) 会社作成の給与等支払（見込）証明書、家計急変後の給与明細（3か月分以上）、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※失職、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要です。

※随時申請（7月2日以降に家計が急変した場合）においては、「令和4年7月1日現在」を「家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が1日である場合は家計が急変した月）の1日現在」と読み替えます。

※上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

提出先

在籍する学校

提出期限

在籍する学校の指定する日〔 8 月 3 1 日 〕

※7月2日以降に家計が急変した場合の申請は、期限後も随時受け付けます。

（家計急変事由発生からできるだけ1ヶ月以内を目安にしてください。最終受付期限：今年度1月13日）

- 御不明な点は、在籍する学校の事務室にお問い合わせください。
- 審査が完了次第、学校を通して給付（不給付）決定通知書を送付します。
- 給付決定となった方には、申請時に指定された預金口座へ給付金を振り込みます。（振込予定日は、給付決定通知書にてお知らせします。）
- 各種就修学支援制度もご案内できますので、お気軽に学校事務室まで御相談ください。